

# 税務判例検討：資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当（東京地判平成 29 年 12 月 6 日）

執筆者：弁護士 公認会計士 北村 導人/ 弁護士 岡本 高太郎

October 2018

## In brief

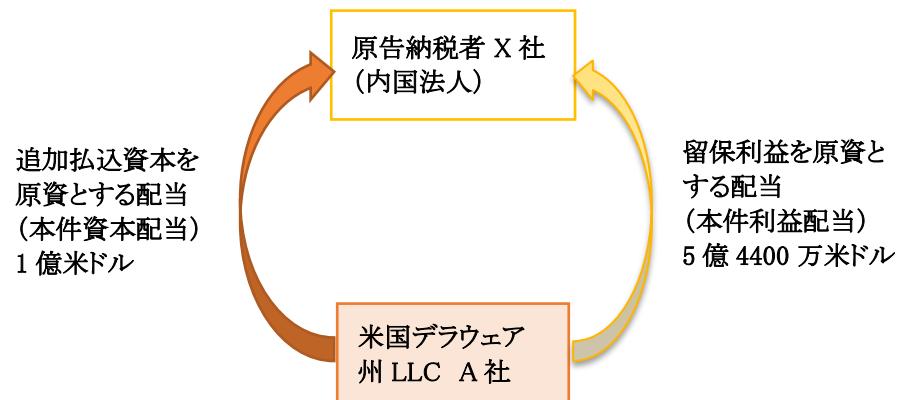
東京地裁は、2017 年 12 月 6 日、内国法人が外国の子会社から受領した剰余金の配当（資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当）に係る法人税法上の取扱いを争点とした事案（以下「本件」といいます）につき、納税者勝訴の判断を下しました（以下「本件判決」といいます）。

本件は、法人税法（平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの）（以下「法」といいます）23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号（現行の法人税法（以下「現行法」といいます）24 条 1 項 4 号）所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義が主な争点とされたものです。本件判決は、当該争点につき、資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当は「資本剰余金の額の減少に伴うもの」に該当する旨の判断を示したものの、その際のみなし配当の金額の計算を定める法人税法施行令（平成 26 年政令第 138 号による改正前のもの）（以下「法令」といいます）23 条 1 項 3 号（現行の法人税法施行令（以下「現行法令」といいます）23 条 1 項 4 号）の規定は、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合は、そのような計算結果となる限りにおいて法 24 条 1 項 3 号（現行法同項 4 号）の委任の範囲を逸脱した違法ものとして無効であるとして、結論として更正処分を取り消す旨の判決を下したものであり、今後の実務にも影響を与えるものとして、注目に値します（なお、本件は現在控訴審係属中です）。本ニュースレターでは、本件判決の紹介と若干の検討を行います。

## In detail

### 1. 事案の概要

本件において、内国法人 X 社は、平成 24 年 11 月にその外国の子会社（米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC））A 社から受けた、資本剰余金と利益剰余金のそれぞれを原資とする剰余金の分配（以下「本件配当」といいます）計 6 億 4400 万米ドル（512 億 1088 万円）につき、その原資に着目し、(i) 留保利益を原資とする配当（以下「本件利益配当」といいます）5 億 4400 万米ドル（432 億 5344 万円）については、外国子会社配当益金不算入制度（法 23 条の 2）を適用し、その 95%を益金不算入として処理し、(ii) 払込資本を原資とする配当（以下「本件資本配当」といいます）1 億米ドル（79 億 5100 万円）については、法 24 条 1 項 3 号（現行法 24 条 1 項 4 号）所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」として処理し、（みなし配当は生じず、）X 社が有する A 社持分の帳簿価額（約 208 億 6980 万円）との差額につき有価証券譲渡損失（約 129 億 1880 万円）として損金に算入していました（法 61 条の 2）。



これに対し、課税当局は、本件配当は、本件資本配当と本件利益配当の効力発生日を同日とするものであり、A社の役員会及びA社の唯一の社員であるX社が一つの同意書においてこれらを採択したものであるから、本件配当の全体が、法24条1項3号(現行法24条1項4号)所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」(資本の払戻し)に該当するものであるとした上で、これに従って計算すると、みなし配当の金額は約4億3294万米ドル(約344億2323万円)であり、有価証券譲渡損失は約40億8860万円であるとして、かかる益金不算入過大額及び損金算入過大額を否認し、繰越連結欠損金額を約149億円から69億円に減額する旨の更正処分(以下「本件更正処分」といいます)を、平成26年4月に行いました。

本件は、X社が、本件更正処分を不服として、その取消しを求めた事案です(平成26年6月に国税不服審判所に審査請求をしましたが、棄却されたため、平成27年8月に、東京地方裁判所に訴訟提起をしました)。

### (1) 本件配当に係る手続

A社は、平成24年11月12日付けで、デラウェア州LLC法及びLLC契約に基づき、A社の唯一の社員であるX社との間で、以下の内容の同意書(以下「本件同意書」といいます)及びその添付書類である各決議書(以下「本件各決議書」といいます)を取り交わしています。

- ① 本件同意書: A社及びX社の代表者は、同意書に添付された各決議書について、効力発生日を平成24年11月12日として採択することに同意
- ② 決議書A社: A社の複数子会社において配当によりA社に資金を還流させることを許可する権限をA社に付与
- ③ 決議書b: A社に対し、発行する株式の額面金額を1米ドルから0.5米ドルに減額することで、資本金の額を減少させ、その減少額を追加払込資本に振り替える権限を付与
- ④ 決議書c: A社に対し、追加払込資本の払戻し(本件資本配当)として、X社に対して1億米ドルの分配を行う権限を付与
- ⑤ 決議書d: A社に対し、留保利益から原告に対して5億4400万米ドルの分配(本件利益配当)を行う権限を付与

### (2) 本件配当に係るA社の会計処理等

A社は、平成24年11月13日に本件配当の総額である6億4400万米ドルをX社に送金する手続を行い、平成24年11月30日に、追加払込資本1億米ドル及び留保利益5億4400万米ドルをそれぞれ減少させる会計処理を行っています。ここで追加払込資本は我が国における資本剰余金に、留保利益は我が国における利益剰余金に相当するものとされています。

### (3) 税務上の処理

X 社は、上記について、以下の税務上の処理をしています。

- ① 留保利益(我が国における利益剰余金に相当)を原資とする配当(本件利益配当)432 億 5344 万円: その 5%に相当する約 21 億 6267 万円を控除した約 410 億 9076 万円を益金不算入
- ② 追加払込資本(我が国における資本剰余金に相当)を原資とする配当(本件資本配当)79 億 5100 万円: みなし配当とされる金額はない。X 社が有する A 社持分の帳簿価額(約 208 億 6980 万円)との差額につき、有価証券譲渡損失として約 129 億 1880 万円を損金の額に算入(法 61 条の 2 第 1 項)

## 2. 東京地裁の判断

### (1) 法 24 条 1 項 3 号にいう「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義等について

原告(X 社)は、本件利益配当と本件資本配当は、別個の配当として、別個に税務処理が行われるべきものと主張し、その根拠として、①法人税法においては、資本と利益の厳格な峻別という大原則が採られていること、②法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号。以下同じ)にいう「剰余金の配当」は、会社法等の私法上の「剰余金の配当」を意味するいわゆる借用概念であり、利益剰余金を原資とする剰余金の配当と資本剰余金を原資とする剰余金の配当という私法上独立した 2 つの行為は、租税法上も別個独立の「剰余金の配当」という行為として解すべきであり、法 24 条 1 項 3 号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」とは、資本剰余金を原資とする剰余金の配当であり、利益剰余金を原資とする剰余金の配当を含まないと解するべきであると主張しました。

そして、資本剰余金のみが原資である剰余金の配当と利益剰余金のみが原資である剰余金の配当が、それぞれ別個の決議に基づいて行われた場合には、納税者の選択した私法上の形式は租税法上も尊重されるべきであるから、私法上の決議が分かれている以上、資本剰余金のみが原資である剰余金の配当は法 24 条 1 項 3 号で、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当は同法 23 条 1 項 1 号で規定されることとなり、議案の順番等により相互に先後関係があると評価されるべきであると主張しました。

これに対し、裁判所は、「法 23 条 1 項 1 号の『剰余金の配当(…資本剰余金の減少に伴うもの…を除く。)』との規定が、その文理上、資本剰余金を原資とせず、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を意味するものであることは明らかであるから、同号にいう『剰余金の配当(…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。)』とは、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を指すものと解するのが相当である。」[太字、下線は筆者らによる。以下同じ]とした上で、

「法 24 条 1 項 3 号[筆者ら注:現行法 24 条 1 項 4 号。以下同じ]の『剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)』との規定は、同法 23 条 1 項 1 号の『剰余金の配当(…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。)』との規定と対になった規定であり、このうち、同法 23 条 1 項 1 号の規定が上記のとおり利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を意味することからすれば、その文理の論理的帰結として、同法 24 条 1 項 3 号の規定は、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を除いた剰余金の配当、すなわち、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を意味するものと解するのが自然である。また、同法 24 条 1 項柱書きの「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法は、同法の委任を受けて政令で定めるところとされているところ(同条 3 項)、政令の内容いかんによっては、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当が行われた場合に、資本剰余金を原資とする部分の剰余金の配当と利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当のいずれが先に行われたとみるかによって、上記の「株式又は出資に対応する部分の金額」及びみなし配当の金額が異なる結果となり、そこに恣意性が介在して課税の公平性を損なうこととなる事態も想定されうことから、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を同法 24 条 1 項の適用を受ける剰余金の配当と整理することによりこの問題の解決を図ったものであるとする被告の主張には合理性が認められ、同法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号の規定が「資本剰余金を原資とするもの」という端的な規定振りではなく、『資本剰余金の減少に伴うもの』という含みを持たせた規定振りとなっているのも上記のような趣旨

によるものと解することができる。したがって、同法 24 条 1 項 3 号にいう『剩余金の配当(資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。)』とは、資本剩余金のみを原資とする剩余金の配当及び資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当を指すものと解するのが相当である。」

と判示し、原告の主張を排斥しました。

## (2) 法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号)の適法性

裁判所は、続けて、法人税法の委任を受けて「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算について定めた法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号。以下同じ)について、以下のような判示をしました。

「法 23 条 1 項の規定が、支払法人段階で課税済みの利益の配当について、これを受ける法人に重複して法人税を課すことを避けるために、また、同法 23 条の 2 第 1 項の規定が、源泉地国で課税済みの所得の配当に対して我が国が重ねて課税するという国際的な二重課税を排除するために、さらに、同法 24 条 1 項の規定が、法人の資本の払戻しの中に含まれる経済的にみて利益の配当と同一と考えられる部分について、上記各規定と同様の取扱いとするために、当該各配当の額及びみなし配当の金額(外国子会社から受けるものについては費用の額に相当する金額を控除した金額)を益金不算入としていることに鑑みると、同法は、利益剩余金を原資とする部分の剩余金の配当の額が、同法 24 条 1 項柱書きの『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれて同法 61 条の 2 第 1 項 1 号にいう有価証券の譲渡に係る対価の額として認識され、法人税の課税を受けることとなる事態を想定していないものと解される。したがって、同法の委任をうけて政令で定める上記『株式又は出資に対応する部分の金額』の計算の方法に従って計算した結果、利益剩余金を原資とする部分の剩余金の配当の額が上記『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれることとなる場合には当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するのが相当である。」

## (3) 本件へのあてはめ

裁判所は、「法人税法施行令 23 条 1 項 3 号の定めは、資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当への適用に当たり、当該剩余金の配当により減少した資本剩余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるというべきであり、この場合の『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』は、当該剩余金の配当により減少した資本剩余金の額と同額となるものと解するのが相当である。」とした上で、本件では、A 社の本件配当直前の資本金等の額は約 2 億 1105 万米ドルであるのに対し、簿価純資産額が約 9768 万米ドルであり、後者が前者を下回るため、同条項に従って計算すると、「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等及び「株式又は出資に対応する部分の金額」が共に直前の資本金等の額約 2 億 1105 万米ドルと同額となるため、減少した資本剩余金の額 1 億米ドルを超えることとなることから、これらは同額の 1 億米ドルに修正されるべきこととなる旨判示し、「本件更正処分のうち連結所得金額が本件申告に係る金額を超える場合に、翌期へ繰り越す連結欠損金額が本件申告に係る金額を下回る部分は、違法な処分として取消しを免れない」と判断しました。

## 3. 検討

### (1) 法 24 条 1 項 3 号にいう「資本剩余金の額の減少に伴うもの」の意義等について

本件では、まず、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)にいう「剩余金の配当(資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。)」の意義が争点となりました。

この点につき、原告(X 社)が、資本剩余金の額を原資とする剩余金の配当のみを意味し、利益剩余金を原資とする剩余金の配当は含まないと解すべきと主張したのに対し、裁判所は、①法 23 条 1 項 1 号の「剩余金の配当(…資本剩余金の額の減少に伴うもの…を除く。)」との規定の文言との対比及び②資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当が行われた場合に、資本剩余金を原資とする部分

の剩余金の配当と利益剰余金を原資とする部分の剩余金の配当のいずれが先に行われたとみるかによつて、「株式又は出資に対応する部分の金額」及びみなし配当の金額が異なる結果となり、そこに恣意性が介在して課税の公平性を損なうこととなる事態も想定されうるという点などを理由として、「剩余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」は、①資本剰余金のみを原資とする剩余金の配当と、②資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当の双方を意味するものと判示しています。

このような裁判所の解釈は、立案担当官の考え方とも整合的であると考えられます。即ち、法 23 条 1 項 1 号が、「剩余金の配当(…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。)」とされ、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)が「剩余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」という文言に改正されたのは、会社法制定に伴う平成 18 年度税制改正であるところ、当時の税制改正に関する立案担当官の解説では、「今後は、手続きではなく払戻し原資に着目することとし、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には利益部分の払戻し(法法 23①の配当等)と、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合にはそれ以外の払戻し(資本部分と利益部分の払戻し(法法 24①三のみなし配当))と規律することとしたものです。」<sup>1</sup>[下線筆者]とされており、かかる解説は、「剩余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」の意義として、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当が含まれることを示唆しているものと考えられます。当時の立案担当官が、外国の会社からの配当まで念頭に置いた上で、かかる解説を記載しているかは明らかではありませんが、その点において別異に解する理由はないため、本件の上記争点における一つの解釈の方向性を示すものであると理解できます。

なお、本件における事実関係の下では、原告が主張するように、法 24 条 1 項 3 号(現行法:4 号)にいう剩余金の配当が、資本剰余金の額を原資とする剩余金の配当のみを指すと解した場合においても、資本剰余金を原資とする部分の剩余金の配当と利益剰余金を原資とする部分の剩余金の配当のいずれが先に行われるかにより、(いずれの場合も資本剰余金の減少額が簿価純資産額を超える、「株式又は出資に対応する部分の金額」を計算する際に用いられる(減少する資本剰余金の額)／(簿価純資産額)の値(下記(2)ア参照)は 1 とされるため、「株式又は出資に対応する部分の金額」及びみなし配当の金額は異なることはないため、裁判所が指摘する、上記の配当の先後関係により課税の公平性が損なわれるという点はそのまま当てはまるものではありません。しかしながら、上記の規定の文言や趣旨(本件では当てはまらないものの、事案によっては課税の公平性に問題が生じ得るという点等)からすれば、かかる主張は、上記裁判所の判断を覆す説得的な理由にはならないものと思われます。

もっとも、本件判決は、いかなる場合に、「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当」を行ったものとして、「剩余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」に該当すると解すべきかという点について、必ずしも十分な検討が行われていないように思われます。即ち、一般論として、上記判示には合理性はあると考えられるものの、その前提として、当事者が行った配当が、その配当に係る決議の内容や時期等を踏まえて、いかなる場合に「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当」に該当するのかという点は必ずしも明らかではありません。本件では、本件利益配当と本件資本配当に係る決議の議案(決議書)はそれぞれ分けて作成されていた(前記 1(1))ところ、①本件利益配当と本件資本配当が同日に決議されたこと、②本件利益配当と本件資本配当に係る各決議書は、一つの本件同意書の添付書類とされていたこと、③本件利益配当と本件資本配当の効力発生日が同日であったこと、④本件利益配当と本件資本配当の送金が同日に行われたこと等の事実関係をどのように評価して、「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当」に該当すると判断したのか、という点については必ずしも明らかではなく、控訴審においては、この点が明らかにされることを期待するところです。

実務上は、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)にいう「剩余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」の意義に係る解釈は重要であるところ、上記で指摘した点(いかなる場合に、「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剩余金の配当」を行ったものと評価されるかという点)が一つのコンサーンになるものと考えられます。

<sup>1</sup>『平成 18 年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2016) 262 頁。

## (2) 法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号)の適法性について

裁判所は、①法 23 条 1 項が支払法人の段階で課税済みの利益の配当について、これを受ける法人に重複して法人税を課す、つまり二重課税を避けるために利益剰余金を原資とする配当について益金不算入としていること、②法 24 条 1 項の規定が、同様に二重課税を避けるために、法人の資本の払戻しの中に含まれる利益の配当と考えられる部分について、みなし配当として益金不算入としているという趣旨から、利益剰余金を原資とする剰余金の配当額が、「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれて、有価証券の譲渡に係る対価の額として法人税課税がなされることを想定していないとして、政令で定める「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算の方法に従って計算した結果、「利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれることとなる場合には当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するのが相当である」と判示しました。

かかる判示を検討するに当たり、法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号)の基本的な計算構造及び本件における事実関係の下での計算結果を以下確認することとします。

### ア みなし配当の額

法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号)は、「株式又は出資に対応する部分の金額」について、以下の式により計算されるものと定めています。

|                    |                      |          |                                     |
|--------------------|----------------------|----------|-------------------------------------|
| ① 株式又は出資に対応する部分の金額 | ② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等 | $\times$ | ③ 内国法人が当該直前に有していた払戻法人の当該払戻し等に係る株式の数 |
|                    |                      |          | ④ 払戻法人の当該払戻し等に係る株式の総数               |

本件の場合、X 社は払戻法人である A 社の株式の全部を保有しているので、③／④の値は 1 となるため、②の値が問題となります。そして、②の値は以下により計算されます。

|                      |     |             |          |               |
|----------------------|-----|-------------|----------|---------------|
| ② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等 | $=$ | ⑤ 直前の資本金等の額 | $\times$ | ⑥ 減少した資本剰余金の額 |
|                      |     |             |          | ⑦ 築価純資産価額     |

※ ただし、⑥／⑦の値が 1 を超える場合には、この値は 1 として取り扱われます。

そして、上記表の⑤、⑥、⑦の値は本件では以下の通りとなっています。

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ⑤ 直前の資本金等の額            | 約 2 億 1105 万米ドル |
| ⑥ 資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額 | 1 億米ドル          |
| ⑦ 払戻法人の築価純資産価額         | 約 9768 万米ドル     |

その結果、「株式又は出資に対応する部分の金額」は、直前の資本金等の額と同額の約 2 億 1105 万米ドルとなることから、みなし配当の額は本件配当の総額である 6 億 4400 万米ドルから「株式又は出資に対応する部分の金額」(約 2 億 1105 万米ドル)を控除した額である約 4 億 3294 万米ドル(当時のレートでの円換算額約 344 億 2323 万円)となり、原告が実際に計上した受取配当金の額(432 億 5344 万円)よりも 1 億 1105 万米ドル(約 88 億円)少ない金額となります。

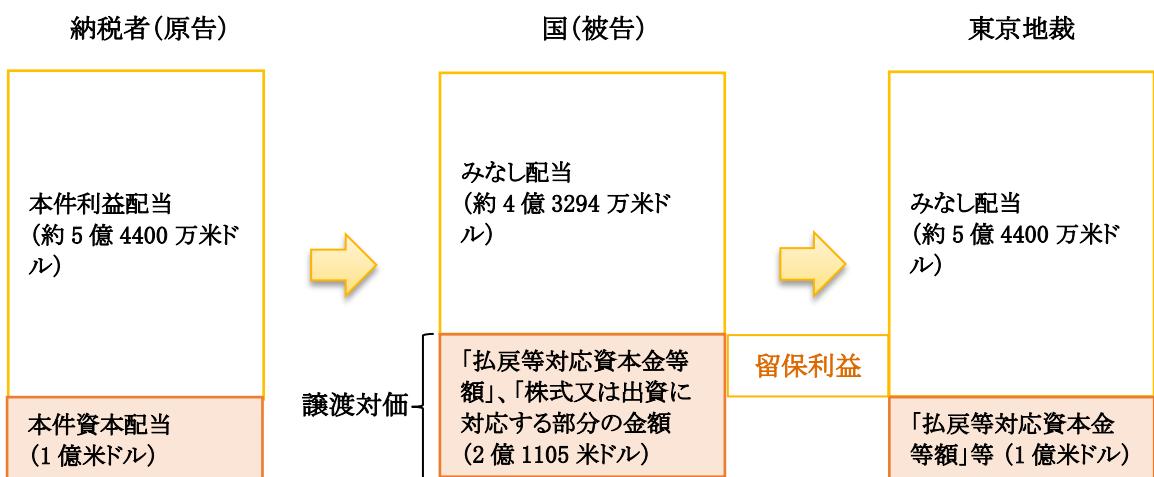
## イ 株式譲渡損益の計算における譲渡対価の不合理性と若干の疑惑

また、「剩余金の配当(資本剩余金の額の減少に伴うものに限る。)」がなされた場合には、税務上は資本の払戻しがあったものとして、保有株式の譲渡損益を認識することになります(法 61 条の 2 第 1 項、18 項)。この場合、有価証券の譲渡に係る対価は、当該配当により交付された金額又は資産の時価からみなし配当の額を控除した金額が譲渡対価として扱われる(法 61 条の 2 第 1 項 1 号)ため、上記アで述べたみなし配当の減額分 1 億 1105 万米ドル(約 88 億円)につき、譲渡対価の額が増額します。

この点、資本剩余金を原資とする配当の額は 1 億米ドルであるにも拘らず、譲渡対価として取り扱われる金額は、直前の資本金等の額に相当する 2 億 1105 万米ドルとなり、本件においては、法令 23 条 1 項 3 号(現行法令同項 4 号)をそのまま適用すると、この差額の 1 億 1105 万米ドル分だけ、有価証券譲渡損失として認識される額が減額されることとなります。しかしながら、この 1 億 1105 万米ドルの部分は、払込資本を原資とするものではなく、留保利益を原資とするものであり、かかる部分を有価証券の譲渡対価に含めることの不合理性は、原告から指摘されていたところです。

この点は、本件判決でも以下のように指摘されています。

「これを法人税法施行令 23 条 1 項 3 号の規定についてみると、同号の定める計算の方法に従って『株式又は出資に対応する部分の金額』を計算すると、払戻法人の簿価純資産額が当該剩余金の配当直前の資本金等の額を下回る場合…、すなわち、当該剩余金の配当直前の利益積立金額が 0 未満(マイナス)である場合には、減少した資本剩余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出されることとなるから…、当該剩余金の配当が資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とするものであった場合には、利益剩余金を原資とする部分の剩余金の配当の額が上記「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」に含まれることとなり、ひいては「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる」



本件判決は、二重課税排除のため益金不算入を認めるという法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号(現行法同項 4 号)の趣旨に鑑みて、「利益剩余金を原資とする部分の剩余金の配当の額が上記「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合には当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するものが相当である」と判示したものであり、一定の合理性を見出すことができるものと考えられます。

もっとも、簿価純資産額が資本金等の額よりも少額である場合、(税務上の)「利益積立金」はマイナスであるところ、①このように(税務上の)「利益積立金」がマイナスの状態であるにも拘らず、本件のように「利益剩余金」(留保利益)を原資とする多額の剩余金の配当がなされるという点は、そもそも何故そのような状態が生じ

るのか、②果たしてかかる「利益剰余金」を原資とする剰余金の配当は配当を支払う法人の所在地国において課税されているのか(言い換えれば、上記の判示が根拠とする二重課税排除という趣旨が妥当するのか)、という点で疑問が生じるところではあります。

この点については、本件判決においても、「利益積立金額が 0 未満(マイナス)の状態の下で行われた剰余金の配当が利益剰余金を原資としていた場合に、当該利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額を課税済みのものとして益金不算入とすることが相当といえるかどうかは一応問題となり得る」旨の指摘がなされているところですが、「当該利益剰余金の原資とされた流入価値が利益としての性質を有するものである以上、当該剰余金の配当の時点ではいまだ課税されていなかったとしても、いずれは課税されるものというべきであるから…、二重課税を避けるための益金不算入という法人税法の趣旨はこの場合にも妥当するものと解される」と判示されています。

かかる判示には一定の合理性があるものと思われますが、①「利益積立金」がマイナスであるにも拘らず、留保利益がどうして作出されたのか<sup>2</sup>、②この留保利益は、配当を支払う法人の所在地国で課税されているのか(又はいずれは課税されるものであるか)、という点は、留保利益を原資とする剰余金の配当が「株式又は資本等に対応する部分の金額」として課税の対象となることの不合理性を検討する上で重要な点であると考えられ、控訴審での判断も注目されるところです。

#### 4. おわりに

法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号並びに法令 23 条 1 項 3 号の各規定は、現行法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 4 号並びに現行法令 23 条 1 項 4 号の規定においても同様の定めがなされているため、これらの規定に係る解釈は同様のものになると考えられます。本件判決は第一審判決であり、現在、控訴審係属中であるため、控訴審においても、本件判決と同様の判断が維持されるかという点につき注視すべきところですが、実務においては、剰余金の配当について、本件判決のような判断が存することを念頭にどのような処理をすべきかという点を、慎重に検討する必要があると考えられます。

なお、3(1)で指摘したとおり、本件判決では、本件資本配当と本件利益配当を、「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当」に該当するものとしていますが、決議の時期、方法、送金等の各事実をどのように評価してこのような認定をしたのかという点は必ずしも明らかではなく、控訴審では納税者の予測可能性の観点からもこの点が明らかにされることを期待するところです。かかる現状の下では、実務上、子会社等から資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当が行われることが予定される場合には、本件判決の事実関係及び結論を踏まえながら、専門家と相談した上で、それぞれの決議の時期、方法、送金等につき細心の注意を払って行う必要があると考えられます。

<sup>2</sup> なお、米国デラウェア州法の Chapter 18 (Limited Liability Company Act) 607 条(a)では、「配当時において、配当の効力発生後に、当該 LLC の債務総額…が、LLC の資産の時価を超える場合には、社員に配当を行ってはならない」旨規定されており、我が国の会社法上の分配可能額規制よりも緩やかな規制とされています。即ち、米国デラウェア州法の下では、我が国で想定されるような剰余金がない場合であっても、上記の規制の下で配当がなされることがあり得るため、「利益積立金」がマイナスである場合においても、(結果としてマイナスとなり得る)留保利益を原資とする剰余金の配当がなされることも想定されます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル  
電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: [pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com](mailto:pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com)  
URL: <http://www.pwc.com/jp/ja/legal.html>

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロジェクトタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,300 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

### パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

03-5251-2685

[michito.kitamura@pwc.com](mailto:michito.kitamura@pwc.com)

弁護士

岡本 高太郎

03-5251-2798

[kotaro.okamoto@pwc.com](mailto:kotaro.okamoto@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2018 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。